

東京医療保健大学和歌山看護学部国際交流委員会規程

(趣 旨)

第1条 東京医療保健大学和歌山看護学部における国際交流に関する事項を審議するため、和歌山看護学部国際交流委員会(以下「委員会」という)を設置する。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の事項について審議する。

- (1)外国の大学及び教育機関との学術交流及び協定に関すること。
- (2)学生の海外研修及び海外からの学生受け入れに関すること。
- (3) 国際的文化・学術交流に関すること。
- (4)その他国際交流に関すること。

(構 成)

第3条 委員会は次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 和歌山看護学部教授会において任命する専任教員
- (2) 和歌山事務部長
- (3)その他、委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求めることができる。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員会を招集し議長となる。

(事 務)

第5条 委員会に関する事務は、和歌山事務部で行う。

附 則 この規定は、平成31年4月1日から施行する。